

本調査は、中央労働委員会が労働争議の解決に向けて行うあっせん・調停等の参考として利用するための情報を収集することを主目的として、昭和27年以降毎年実施しているものである。「賃金事情調査」は毎年、「労働時間、休日・休暇調査」は隔年で実施しているもので、この調査事項の一部を集計し公表するものである。

〔調査の説明〕

1 調査対象期日

平成24年6月末日、又は6月分賃金締切日現在とした。ただし、一部の調査事項は、一定の期間を対象としている。集計表の表題、注を参照のこと。

2 調査対象企業

両調査共通で、原則として、次に該当する企業の中から独自に選定した380社で固定している。

- (1) 資本金5億円以上 (2) 労働者1,000人以上

3 調査対象労働者

調査対象労働者は、短時間労働者を除く期間を定めずに雇われている労働者である。長期欠勤者や賃金の全部又は一部を支給していない出向者等は除く。管理職、役員及び理事でも一般労働者と同じ給与規程等が適用される者は対象とする。

4 回答状況

回答企業は、「賃金事情調査」、「労働時間、休日・休暇調査」とも230社で回収率は60.5%であった。

5 集計方法

- (1) 産業分類は、労働争議の調整の参考にする観点から、中央労働委員会事務局が独自に区分したもので、日本標準産業分類とは必ずしも一致しない。
- (2) 集計値は、該当する企業数、又は企業ごとの数値を単純に平均して得た、1社当たりの単純平均値である。ただし、賃金事情調査の「平均年齢」、「平均勤続年数」、「平均賃金（所定内・所定外）」及び「実在者平均所定内賃金」は、労働者数による加重平均である。
- (3) 「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、回答数値を「事務・技術労働者」のものとして集計した。